

川崎市地籍図根点管理保全の手引き

川崎市地籍図根点管理保全の手引き

1. (目的)

この手引きは、本市が設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点（一次、二次）及び細部図根点（以下「図根点」という）の一般的取扱い及び管理保全に関する必要な事項を定める。

2. (定義)

「図根点」とは、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定に基づく地籍調査により、本市が設置した図根点永久標識（金属標、錨等）と、その測量成果をいう。

3. (管理)

図根点の総括管理は、川崎市建設緑政局道路河川管理部管理課地籍担当（以下「担当課」という）において行う。

担当課は、図根点の管理を行うものとする。

4. (交付)

図根点の測量成果の交付を受けようとする者は、担当課へ地籍調査成果品交付申請書を提出しなければならない。

5. (保全)

図根点の付近で、その効用を害するおそれのある工事等および図根点の一時撤去をしようとする者（以下「工事実行者」という。）は、あらかじめ担当課にその旨を申し出て、その指示に従い当該図根点の保全に必要な処置を講じなければならない。この場合、効用を害するおそれのある工事等とは、運用基準編 5.（効用を害するおそれのある工事等）に定める工事等をいう。

6. (効用阻害の確認および一時撤去)

工事実行者は、前項に定める工事等が図根点の効用に害を及ぼさなかったかを確認するため、当該工事等の施行前と施行後に当該図根点を測量し、その結果を担当課に報告しなければならない。

前項の図根点の測量方法及び効用阻害の合否の判定基準等は、運用基準編 別表 1 に定める。

7. (費用の負担)

図根点の保全に要する費用及び効用確認および一時撤去のための測量に要する費用は、工事施工者が負担する。

8. (測量業者の選定)

図根点の効用阻害の確認および一時撤去のための測量を行うときは、原則として川崎市の測量に係る有資格業者名簿に登載されている測量業者を選定し、確認させなければならない。